

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 7 年 4 月 2 0 日

奄美市農業委員会

第 4 回定例総会議事録

署名委員 赤崎重雄

署名委員 榮 清安

## 奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 平成27年4月20日(月) 午前9時30分～
2. 招集場所 奄美文化センター第1会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	與島 文雄	12	屋島 良幸
2	山下 典仁	13	喜野 和也
3	吉 卓男	14	中村 秀明
4	昇 睦朗	15	松元 修一
5	山田 良光	16	肥後 安美
6	榮 清志	17	泉 智宜
7	前田 孝徳	18	志岐 清夫
8	行 辰朗	19	赤崎 重雄
9	前山重一郎	20	榮 清安
10	南 利郎	21	野崎 清志
11	松崎 文好	22	福原 秀和

4. 欠席委員 なし
5. 議事に参与した者  
事務局長 川内 進 事務局次長 用稲 工巳  
笠利分室長 有川 衛  
住用分室長 福長 敏文 住用分室主幹 原 俊三
6. 報告事項

・5月定例総会日程について

### 7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

- 議案第25号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について  
議案第26号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について  
議案第27号 奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更:除外)に伴う  
意見書について  
議案第28号 農地移動適正化あっせん委員の決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は 22 人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成 27 年第 4 回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第 1

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に 19 番赤崎重雄委員と 20 番榮 清安委員の 2 名を指名  
いたします。

日程第 2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第 22 号から議案第 28 号までの 7  
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は、1 日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお  
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第 3

議案第 22 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といた  
します。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>No.9につきましては、売買によります所有権移転でございます。4ページにありますように受人は、花卉・野菜28アールを栽培しており、取得地にも花卉・野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.10につきましては、贈与によります所有権移転でございます。14ページにありますように受人は、パパイヤ17.9アールを栽培しており、取得地にもパパイヤを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上2件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。</p>
16番	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p> <p>(肥後委員)</p> <p>議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について、No.9についての調査報告をいたします。</p> <p>渡人について4月18日の午後0時45分渡人と連絡が取れ電話で内容を確認いたしました。申請書に間違いはないのでよろしくお願ひしますとのことでした。</p> <p>受人について4月19日午前9時30分畑で会うことが出来話しを伺いました。申請の土地は以前より受人が耕作しており、今回売買により所有権の移転の申請をすることになったということで、申請に間違いありません、よろしくお願ひしますとのことでした。</p> <p>申請の土地については11ページにありますように太陽が丘運動公園の海側に当たります。4月18日午後1時から確認いたしました。申請の土地は現在ハウスが建っており、作付けはまだされておられません毎年彼岸用の花とか野菜等が栽培されている土地です。土地改良地区内の大変良い畑です。</p> <p>なお、「第2項1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりですので報告いたします。以上です。</p>

10番	<p>(南委員)</p> <p>議案第22号No.10農地法第3条の規定による許可申請について調査報告をいたします。</p> <p>4月18日午後1時30分に渡人に電話を入れ今回の申請について間違いないか確認を取り、土地の現況について聞き取りを行い、その後土地の現地調査に行きました。17ページにありますように上の方が平になり下の方が土浜になっていまして産業道路の道路沿いの山側の中間地点より土浜側にちよっと寄った場所になります。渡人の状況説明と一致しましたのでその場で受人に電話を入れ今回の申請の確認を取り、渡人との関係についてお尋ねしたところ、渡人の奥さんの弟になり、今回義理の兄である渡人の計らいで贈与の形でこの土地を譲り受けるということでした。</p> <p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
3番	<p>(吉委員)</p> <p>No.9の受人は83歳と高齢者で規模拡大ということらしいのですが、後継者はいらっしゃるのでしょうか。</p>
16番	<p>(肥後委員)</p> <p>高齢といえば高齢ですが、まだ元気で農業をなされています。後継者については息子がおりまだ農業に就くかどうか確認はしておりませんが、畝反も何町歩と持っている方ではございませんで、花とか野菜類とかをやっておりますので十分にやっていけると思います。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>外にございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p>

お諮りいたします。

議案第 2 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第 4

議案第 2 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び農地区分の報告)

No. 9 につきましては、贈与による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請であります。申請地は 2 8 ページの案内図にもありますように名瀬伊津部勝集落内にある農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断いたします。

以上 1 件でございます。

議 長

(前山会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

2 0 番

(榮委員)

議案第 2 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請議案番号 No. 9 について調査報告をいたします。

4 月 1 5 日 (水) 午後 6 時 1 5 分譲受人及び譲渡人である親子にお会いして直接話しを伺いました。この案件は親子間における贈与の形をとった 5 条申請でありまして、転用計画に沿った住宅建設が目的であると確認できました。申請書には年齢は記されておりませんが、ご子息は 3 1 歳、親父さんは

60歳とのことでした。その他記載内容に相違なくよろしく申し上げますとのことでした。

また、土地につきましては親父さん立ち会いの下に現地確認を行いました。記載面積が396平方メートルで現況は住宅地に囲まれた一角の空き地で取り残された状況と判断されました。以上です。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認め、県農業会議に諮問することに決定いたしました。

日程第5

議案第24号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)



これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第6

議案第25号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(原住用分室主幹)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

18番

(志岐委員)

補足説明をいたします。

この貸人は、以前竹を植えて何十年とそのまま放っていたのですが、今回借人が桑の木を栽培したいということで、現在2カ所ユンボを入れて整地作業をしております。後2町歩くらい桑の木を植えないとならないということで後2カ所荒れ果てた所がありあっせんしております。次の農業委員会辺りでは出てくると思いますのでよろしくご審議をお願いいたします。以上で

議 長	す。  (前山会長) ただいま桑畑ということで養蚕ですか、この目的は何なのか分かりますか。
1 8 番	(志岐委員) 話しを聞くと桑の葉を薬品として使うということで今非常に単価が良いようです。その為に桑の木を植えるという説明でした。
議 長	(前山会長) 外にご質疑ございませんか。  (「なし」の声あり)  質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第 2 5 号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)  ご異議なしと認めます。 よって、議案第 2 5 号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。  日程第 7 議案第 2 6 号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(有川笠利分室長) (事務局の朗読及び説明) 内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>43ページの2番について情報を得ておりますので報告いたします。利用権設定を受ける面積が2,589平方メートル、これは個人間の取引によってこれまで管理をしていた土地ですが、これを耕作し先程出てきました3条申請のNo.9の下限面積を充たすためにこの申請ですのでご報告いたします。先程はこの報告はなかったようですのでご理解下さい。以上です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外にご質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第26号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第8</p> <p>議案第27号奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更:除外)に伴う意見書について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>申出者が奄美市で土地の所在が笠利町大字外金久225番外3筆で面積が5,090平方メートル、理由が特定環境保全公共下水道事業(赤木名地</p>

区)における汚水施設建設のためとなっております。

以上1件です。

4番

(昇委員)

補足説明をいたします。

これは、今から10年以上前に旧笠利町時代に町内全域に下水道施設を設置するということが決定されておりました、この今日議案に上がっている地区は笠利町内での一番中心となるべき赤木名地区の公共下水道事業の工事がもう既に始まっておりますが、その汚水処理場を設置する為の農業振興地域除外を申し出ているところです。そういう観点で、非常に大規模な事業で永年の町民が待望していた事業ですので、是非これが成就できますように個人的にも願うところですが、ご判断をいただきたいと一農業委員として申し上げます。本来なら行政から説明があつてしかるべきではないかと思うのですが、ないようですので申し上げます。

議長

(前山会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

これは地元調査委員と一緒にになりますが、4月15日(水)13時30分、山田委員、赤崎委員、前田委員と日高建設課係長、山田主査、分室有川で現地確認に行ってきました。

これにつきましては、平成27年度から処理場の建設を開始し29年度から一部供用開始するということでした。以上です。

5番

(山田委員)

議案第27号奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更:除外)のNo.3の土地について調査しましたのでご報告いたします。

この事業の説明は5・6年前から集落ではしていたのですが、農業委員にはこの議案が初めての提出だと思えます。説明会には何度も行つたのですが、農業委員には何も説明はありませんでした。49ページの下は赤木名の海になっており上は山になっております。土地は念崎橋から山手に200メートル程上流の所で県道からすぐ上の1人で確認できる畑で平成3年の土地改良区域内の農免農道沿いで一方は念崎川に面しています。4月11日に赤崎委員、前田委員に説明のため事前調査を行いました。土浜産業終末処理場

工事中の看板とユンボが2台あり字石原280-1には豚小屋等があったのですが、そこもきれいに草がなぎ払われ整地されており、隣接する畑との境界も分かるように整地されていました。12日の9時にも回って見ましたが作業中でした。15日の13時20分から笠利支所担当者二人と有川分室長、赤崎委員、前田委員、私で調査をしましたが、この別紙のとおりですのでご審議方よろしく願いいたします。以上です。

8番 (行委員)

議案第27号議案番号No.3農振変更申請に伴う意見書について、事前調査報告を行います。

4月14日午後3時に申請人であります奄美市農林振興課の担当者から聞き取り調査を行いました。申請書に間違いのないことを確認しましたので報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

19番 (赤崎委員)

先程山田委員から詳しく報告がありましたが、環境にやさしい下水道処理場建設用地ということで、赤木名校区ですので規模の大きな処理場の建設が必要ということで、5,090平方メートルですが如何仕方ないことではないかと考えているところです。これは4月15日に有川分室長、前田委員、赤崎委員、私で午後1時30分から行政職員2名の立会のもと現地確認をいたしました。これは行政の仕事で何ら問題はありませんので皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

7番 (前田委員)

今二人の委員の方から詳しく説明がありましたが、そのような目的ですのでよろしく願いいたします。これは赤木名地区となっておりますが赤木名湾の水の改善でもありまして赤木名から手花部校区まで入っての下水処理場ですので委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番 (喜野委員)

今回除外の申出者が奄美市長になっていますが、この土地は奄美市所有になっているのですか。

事務局	(有川笠利分室長) はい、奄美市になっています。
3 番	(喜野委員) 奄美市が買い取っている訳ですね。分かりました。
4 番	(昇委員) 私はこの関係資料を農業委員会から配布される以前に見させてもらっているのですが、処理場の設置場所が1案・2案・3案程あるような書類を見たことがあるのですが、この案で決定なのでしょうか。
事務局	(有川笠利分室長) 決定です。2案の方でお願いいたします。1案と3案あったのですが、これは廃案ということで2案で決定して、もう用地買収も済んでいます。
4 番	(昇委員) 今日出されている文書は部内で検討された第2案を議題として上げてきているということですか。
事務局	(有川笠利分室長) はいそうです。第2案です。
議 長	(前山会長) 外に質疑ございませんか。  (「なし」の声あり)  質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第27号奄美農業振興整備計画変更申請（重要な変更：除外）に伴う意見書については、これを認めることにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)  ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号奄美農業振興整備計画変更申請（重要な変更：除外）に伴う意見書については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第28号農地移動適正化あっせん委員の決定を議題といたします。  
事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

（川内局長）

（事務局の朗読及び説明）

これは、26年度に一部あっせんで譲渡された残りの部分についてのあっせん委員の選任の案件です。あっせん委員として小湊地区の山下委員、西仲勝地区の榮委員、果樹専門委員として前山会長の3名をお願いしたいと思つての提案でございます。よろしくお願ひいたします。

議長

（前山会長）

この土地については小湊安木屋場の樹園地になります。26年度一部あっせんし今回はその残りの部分になります。

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第28号農地移動適正化あっせん委員の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号農地移動適正化あっせん委員の決定については、これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移します。

・平成27年度行事予定表について

(前山会長)

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成27年 4月20日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進